

県南広域振興局長告示第151号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、岩手中部土地改良区（北上市）から役員の退任について次のとおり届出があった。

平成27年10月9日

県南広域振興局長 堀 江 淳

理事

永 山 榮 勝 胆沢郡金ヶ崎町西根赤坂9番地3